

令和 4 年度

第 10 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 1 月 5 日(木) 午後 1 時 30 分～

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（2 月 1 日公告）の決定及び農用地利用
配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 庄原市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認
について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳		○	主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美		○	出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主 任	仲田 順一	○		主 任	光永 稔彦	○	

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和４年度第６回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後１時３０分) 本日は２４番の名越委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。 (挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は２３名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。６番増谷委員さん、７番入谷委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号６２から７１の１０件について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第３条の規定による許可申請」について、受付番号６２から７１の１０件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは受付番号６２から７１の１０件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第２号「農用地利用集積計画(２月１日公告)の決定」について上程いた

事務局員 (本庁)	します。事務局から説明をお願いします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 4 年 12 月期の申し出分については、「令和 4 年 2 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定(一般分)が合計 349 件 1,661,717.71 m²、農地中間管理事業分の農用地利用配分計画原案を用いるものが合計 8 件 51,202 m²、一括方を用いるものが 1 件 4,298 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 採決の前に、農業委員会等に関する法律により議事参与の制限を受けることとなる、9 番森兼委員、12 番藤原委員はご退席をお願いいたします。 (該当委員退席)
議長	「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。それではお戻りください。 (該当委員着席)
議長	続きまして、先ほどの議案に関連します「農用地利用配分計画原案の承認」について上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。 内容は、先ほどご承認いただいた利用権設定(農地中間管理事業分)に関するものが 8 件です。

議長	利用集積計画に挙げられていた 8 件 51,202 m²について、比和町木屋原と三河内の 51,202 m²を〇〇様へ配分する計画となっております。 以上の配分計画原案は、この農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。 以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質問・ご意見等はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので、採決に移らせていただきます。 「農用地利用配分計画原案の承認」について提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号 6 について事務局より説明をお願いいたします。
事務局員 (東城出張所)	本申請は、平成 29 年 1 月に初回の一時転用許可を受け設置された営農型太陽光発電設備について、令和 2 年 1 月に更新許可を受けた一時転用許可期間の 3 年間が終了するため、再度 3 年間の一時転用許可を申請するものです。 転用の事由は、「営農型発電設備の設置にあたり、太陽光パネルの支柱となるスクリュー杭、パワーコントロールパネルの支柱、引き込み柱の打ちこみ部分について一時転用が必要となるため、一時転用期間更新の申請をしました。ソーラーシェアリングによって売電収入と太陽光パネル下部での陰性作物育成による収入増加を図る。」とあります。 営農型太陽光発電設備の内容は、パネル 230 枚、発電出力 49.5kw、支柱本数 138 本、転用面積 0.73 m²です。 下部での営農作物は、引き続き、エゴマを栽培される計画です。 営農者は、農地所有者ご本人です。 設備については、平成 29 年 1 月許可後、資金借入れにより設定されたもので、設備に変更はありません。 登記地目は田、現況地目も田、登記面積は 1749 m²で設備の下部の面積は 335 m²です。現在の作付けは、エゴマになっております。 営農空間について、最低地上高は 2 m、支柱間隔は、1.7m が確保されています。 また、栽培作物等について、今後 3 年間の栽培計画の作物はエゴマでパネルの下部に植

	え付けることとし、栽培面積は 320 m²で、この施設の遮光率は 51.7%とされております。地域の平均的な反収の 8 割以上の収量が見込めると判断した理由は、「パネル下部幅 1.7 m よりもパネル間は広く、2.2m あるために耕作面積全体の遮光率が 51.7%となっている。作物は連作障害がなく、日陰を好む陰性植物のエゴマ（シソ科）を栽培することとしており、光飽和点がナスやピーマンの半分ということから、生育に与える影響は少なく、パネル下部で栽培する作物として適当である。」とされています。 営農者のエゴマの生産経験は、5 年 7 カ月で、営農型の支柱間隔等で使用できるミニ耕運機とトラクターを所有されております。 続いて、営農型発電設備の下部の農地における農作物等栽培状況ですが、地域の平均単収との単収比較については、元年が 80.9%、2 年が 103%、3 年が 0 %、4 年が 91.6%となっております。 3 年の 8 割未満の理由及び単収向上に向けた改善措置等は、特記事項に記載していますとおり、 「令和 3 年は、6 月中下旬の長雨で耕起、畝づくり、マルチ敷、種まきなどの作業が遅れ、7 月初旬に定植したものの、定植した翌日から長雨で畝下側まで水没し、二週目からの気温 30 度越えが下旬まで続いたため、枯死や成長不足で収穫に至らなかった。 令和 4 年は、天候に恵まれ地域の平均反収の 91.6%の収量を確保できた。 今後は、水の影響を受けない場所で育苗を 5 月連休明けに開始して、早めの育苗、定植をし、更なる増収に繋げたい。また、異常気象にも耐えうるよう排水対策についても検討していきたいと考えている。」 とされています。 以上のことから、設備状況について、また営農者の営農の継続についても問題も認められないことから一時転用の更新について許可相当と判断しております。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。
議長	金本委員さん、ずっと見守ってこられたわけですが、何か付け加えるご意見等はございませんか。
17 番金本委員	資料の写真にあるように農地パトロールをしたときにエゴマが元気に育っていて、上手な栽培をされているなと思いました。この先も続けてもらってよろしいかと思います。
議長	他にございませんか。

	(なしという声)
議長	それではないようですので、採決に移らせていただきます。 「農地法第4条の規定による許可申請」受付番号6について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号33、34の2件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号33 位置等：説明資料の27・28ページに記載 転用事由：分譲宅地 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域内の用途地域(第一種住居地域)のため、区域外 その他：第3種農地のため造成のみの転用が可能 受付番号34 位置等：説明資料の27・29ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。
	(なしという声)
議長	ないようですので、採決に移らせていただきます。 「農地法第5条の規定による許可申請」について、受付番号33、34の2件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。

	(なしという声)
議長	受付番号 33、34 の 2 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 40 から 42 の 3 件について、事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 40 位置等：説明資料 27・43 ページに記載 潰廃事由：昭和 63 年頃、先代が〇〇番に住居を建築した際に申請地を駐車場として整備し現在に至る。 現地確認：現地は砂利が敷いてあり、長い間駐車場として利用されている状態で、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 41 位置等：説明資料 27・44 ページに記載 潰廃事由：平成 7 年頃道路新設のため土地を提供した際、申請地は法が高く急になり、畑の機能が下がり耕作放棄して原野化した。 現地確認：現地は道路に挟まれた細長い土地で荒廃しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (比和出張所)	受付番号 42 位置等：説明資料 45~47 ページに記載 潰廃事由：平成 18 年頃までは申請者の父が耕作していたが高齢になったことや水の量の悪化により耕作をやめ、平成 23 年頃から原野になった。 現地確認：現地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。
5 番三吉委員	受付番号 40 について、〇〇番に家を建てたときに雑種地にしたとのことだが、なぜ非農地証明なのか。〇〇番の所有者と同じなら 4 条でいけばいいし、他の人へ売っているなら顛末書を付けて 5 条なのではないでしょうか。ここは元々第 3 種農地で農振除外もいら

事務局員 (本庁)	ないわけだし、安易に非農地証明で受ける理由がよく分からないです。
事務局員 (本庁)	〇〇番には申請者の母が住んでおられたようなのですが、亡くなられて相続を受けられたという経緯です。相続を受けられた土地の処分できるものは処分をしていきたいとの考えをお持ちなのだと思いますが、現況から農地での売買は難しいということで地目変更するために非農地証明で申請されました。 事務局といたしましては人的かい廃から 20 年以上経過しておりますし、申請を受けさせていただきます。
5 番三吉委員	今は〇〇番に誰が住んでいるのか。
事務局員 (本庁)	過去に申請者の母が住んでおられたことは確かだと思いますが、現在のことは分かりません。
5 番三吉委員	●●番は誰が駐車場として使っているのか。
事務局員 (本庁)	誰が使っているのか確認はできていません。
3 番堀江委員	ここの雑種地は今まで投げてあったのだと思います。何十年も畑として作ったような様子もないです。ここは不動産業者が買って造成して売買するのではないかと個人的には思います。 誰が車を置いているのか知りませんが現況は駐車場で車が置いてありました。
5 番三吉委員	農地区分から言えば第 3 種農地なのだから他の目的に利用することは何ら問題ないと思います。非農地証明というのは、農業委員会が本来は主体的に現地確認をして農地として利用できないと確定していかないといけないが、それができないから申請者から出てきたときに便宜的に除外証明をして登記事務をスムーズにしているものです。 気を付けないといけないのは悪意に利用されることがある。4 条 5 条はそれぞれ目的をもって転用しないといけないが、非農地証明は目的を持たなくても農地から除外しいつでも法的に処分できる状態にすることができる。 例えば 95 番に住んでいる人が農地法を知らずに駐車場にしましたというなら 4 条でいいわけです。だけど、雑種地として場合によっては相続した人が宅地として業者に売ろうというのならそれは逸脱した非農地証明の申請ではないかと思います。 第 3 種農地であっても農地法の解釈を誤って不動産業者に理解させたら拡大解釈をされる可能性があると思う。

議長	申請者が自発的に相続の為にだけにされたのか、それとも 5 条と合わせてこうしておけばいいという入れ知恵で非農地証明をされたというのなら認める案件ではないと僕は思います。そこはもっと明確に状況整理をする必要があると思います。
9 番森兼委員	他にございますか。 受付番号 42 について、恐らく水害で出ているのではないかと。いっぺんに現状が変わるようなことはないと思うので、その都度出していただかないと最終的に固まって出てくるのはあまりいいことではないと思う。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 40、41、42 はそれぞれで採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 40 について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数、証明することに決定されました。
議長	受付番号 41 について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明することに決定されました。
議長	それでは、受付番号 42 について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数、証明することに決定されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、市より意見を求められていますので上程いたします。 説明をお願いいたします。
農業振興課職員	本市では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において今後の農地利用の方針や農用地区域を定めており、農地転用等の場合においては農用地区域に含まれない土地として整備計画の内容を変更する必要があります。

	その際には、農業委員会の意見を聞くことが法律で定められております。 今回の庄原農業振興地域変更計画は、除外が 32 件、筆数 46 筆、編入が 1 件、筆数 1 筆、用途変更が 2 件筆数 3 筆となっております。 (資料を元に説明) 手続きが順調に進みましたら 3 月下旬には手続きが完了する予定です。 具体的な手続きの流れとしては、まず県に事前調整協議を行い、県の方から異議なしとの回答をいただいております。 その後今行っている意見を聞く段階に入ります。 他の関係機関にも意見を伺いまして回答があり次第、整備計画書の変更案を公告し、30 日間縦覧する予定としております。 その後、15 日間の異議申し出の期間が設けられております。 地域住民であれば縦覧期間中、異議申し出の期間中に意見書を提出することができるようになっております。 農用地区域内の土地所有者等については、異議申し出期間中に異議申し出をすることができます。 異議申し出がなかった場合には、県へ協議の申し出をし、同意の回答があれば正式に整備計画書として認められることになります。 これによって、土地所有者においては除外の手続きが完了したという形になります。 今回の案件について内容をご確認いただきご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。それでは少しの間資料をお目通しください。
議長	皆様よりご質疑・ご意見はございますか。
5 番三吉委員	10 ページに地図があつて今までよりわかりやすくいいと思うのですが、そうはいっても第 1 種農地で 3000 m²近くが除外されることになるので、確認のために第 1 種農地の除外に法的に問題がないことや目的の部分で、もう少し詳しく説明できることがあればお願いしたいです。
事務局員 (口和支所)	この会社は廃タイヤの処理をしております、切断をして海外に輸出、再利用をされているようです。2 年以内に切断サイズの大きさが細かく変わり、その為に今の工場設備では不十分で拡張したいという理由となっております。 申請地の下側の方は工場、周りは山と川に囲まれた場所にあります。この農地でないと条件を満たさず候補地もないという状況です。

	農地の端に位置し、居住地にも接続しているため、農地の集団性は保たれ集積等に支障はないと判断しております。また、申請地は昭和 57 年 3 月 27 日に土地改良法による換地処分をして 8 年を経過しております。 以上のことから農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の除外のための 5 要件を満たしておりますので受付をさせていただきました。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・ 12 月 7 日 口和の農地パトロール ・ 9 日 静岡で研修会 ・ 12 日 常設審議会現地確認・意見書提出 ・ 13 日 呉市へ女性登用要請 ・ 14 日 女性協議会 三役会議 ・ 16 日 常設審議会 ・ 20 日 ブロック研修会 について報告を行った。
議長	皆様の方から何かございますか。
青才委員	女性農業者と農業委員の意見交換会について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・ 庄原市農業施策に対する意見書の提出について

議長	・今後の主な日程 について報告を行った。 皆様の方から他に何かございませんか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 10 回農業委員会総会を閉会といたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和 5 年 1 月 5 日

議 長
(道下 和子) _____

6 番委員
(増谷 克則) _____

7 番委員
(入谷 弘之) _____